

広報

大野郡5町2村合併協議会

# 合併協議会だより

**3月25日、第12回合併協議会を犬飼町で開催**

以下の事項が協議確認されました。（詳細は次頁以降）

**自治公民館補助事業は、新市に引き継ぎます。**

**地域間交流や友好姉妹都市は新市に引き継ぎます。**

新市では国際交流協会（仮称）を設置し、国際交流事業を推進します。

**保育時間・保育料は、統一の方向で合併までに調整します。なお、特別保育や障害児保育は、現行制度を基本に新市でも実施します。**

**人権教育・啓発事業・同和对策事業は現行施策を基本に引き続き取り組みます。**



児童福祉事業、生活保護事業や商工観光の取扱い、文化振興事業、社会教育事業、その他の事業の取扱いも協議されました。

2004

第11号

平成16年4月

# 第12回合併協議会

## ＜新規協議の協定項目＞

新規協議は、「交流事業の取扱い」・「児童福祉事業の取扱い」・「人権教育・同和対策事業の取扱い」・「保育事業の取扱い」・「生活保護事業の取扱い」・「商工観光事業の取扱い（その1）」・「文化振興事業の取扱い」・「社会教育事業の取扱い（その2）」・「その他の事業の取扱い（その2）」の9協定項目の協議が行われました。そのうち、「人権教育・同和対策事業の取扱い」・「商工観光事業の取扱い（その1）」・「社会教育事業の取扱い（その2）」・「その他の事業の取扱い（その2）」については、一部提案文の修正追加がありました。次のように確認されました。



あいさつをする山村昭三犬飼町長

## ＜確認された協定項目＞

### 協定項目第27号 交流事業の取扱いについて

- 1 地域間交流事業については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。
- 2 「語学指導等を行う外国青年招致事業」については、新市に引き継ぐ。ただし、国際交流員及び外国語指導助手の配置については、合併までに調整する。
- 3 友好・姉妹都市については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。
- 4 その他の交流事業については、原則として新市に引き継ぐ。ただし、事業の内容については、これまでの経緯等を踏まえ、新市において速やかに調整する。
- 5 国際交流事業の推進にあたっては、行政と民間の連携又は棲分けを図ることとし、支援組織としての国際交流協会（仮称）を新市において設置する。

### 協定項目第33号

#### 児童福祉事業の取扱いについて

- 1 児童福祉事業の取扱いについて
  - (1) 次世代育成支援対策行動計画については、新市発足後、速やかに計画の調整を行う。
  - (2) 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当については、現行のとおりとする。
  - (3) 乳幼児医療費助成事業については、実施の方向で合併までに調整する。
  - (4) 子育て環境整備施策については、現行のとおりとし、新市において調整する。
- 2 母子・父子福祉事業の取扱いについて
  - (1) 母子・父子福祉事業については、合併までに調整する。

### 協定項目第37号

#### 生活保護事業の取扱いについて

- (1) 生活保護事業については、新市で設置される福祉事務所において法令に基づき実施する。

### 協定項目第36号

#### 保育事業の取扱いについて

- 1 保育時間、保育料徴収基準額及び算定の特例については、統一の方向で合併までに調整する。
- 2 特別保育事業については、現行を基本に新市において実施する。
- 3 障害児保育事業については、現行を基本に新市において実施する。
- 4 私立保育所補助等事業については、合併までに調整する。

### 協定項目第34号

#### 人権教育・同和対策事業の取扱いについて

- (1) 人権教育・啓発事業、同和対策事業については、その重要性を踏まえ、新市において現行施策を基本に引き続き取り組むものとする。また、条例・規則の制定、基本的計画の制定、行政組織の設置等、新市において速やかに取り組むものとする。

(下線部が追加、修正されました)

## 協定項目第42-1号

### 商工観光事業の取扱い(その1)について

- 1 商工関係事業の取扱いについて
  - (1) 商店街支援事業については、合併時に廃止する。ただし、商店街の活性化施策(事業)については、新市において調整する。
  - (2) 各種融資制度については、合併時に統一する。ただし、合併前に適用されたものについては、現行の制度を補償する。
  - (3) 企業誘致事業については、合併までに調整する。
- 2 観光事業の取扱いについて
  - (1) 観光振興計画を合併後速やかに策定する。
  - (2) 新市の観光協会については、合併後速やかに設置できるよう調整する。
  - (3) 観光振興事業については、交流人口の拡大を図るために、地域の特性を活かし、積極的に推進する。

## 協定項目第47号

### 文化振興事業の取扱いについて

- (1) 町村指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぎ、補助事業等について新市において調整する。

## 協定項目第48-2号

### 社会教育事業の取扱い(その2)について

各町村で実施している社会教育事業(生涯学習事業・図書活動事業・町村文化施設主催事業・社会体育事業)については、引き続き振興を図り、地域の特性を活かした効果的な運営ができるよう新市において調整する。

## 協定項目第52-2号

### その他の事業の取り扱い(その2)について

コミュニティ施策の取扱い

- (1) 自治公民館補助事業については、新市に引き継ぐ。ただし、建設補助及び運営補助の内容については、合併時に統一する。
- (2) 新市においては、NPO・ボランティア等の市民グループの参加がまちづくりに関して欠くことのできないものである。したがって、NPO・ボランティア等の市民グループの設立・育成を支援するとともに、パートナーシップを構築し、協働のまちづくりを進める。

(下線部が追加、修正されました)



## <提案された協定項目>

今回、「使用料・手数料等の取扱い(その1)」「公共的団体等の取扱い(その1)」「補助金、交付金等の取扱い(その1)」「高齢者福祉事業の取扱い」「その他の福祉事業の取扱い」「農林水産事業の取扱い(その1)」「学校教育事業の取扱い(その3)」が提案されました。

提案された協定項目は関係町村で協議がされ、次回協議会(4月8日・三重町中央公民館)で協議が行われます。

## 協定項目第16-1号 使用料・手数料等の取扱い(その1)について

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に考慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において検討する。
- 2 手数料については、住民の一体性の確保、負担公平の原則を基本に合併時に統一する。

## 協定項目第17-1号 公共的団体等の取扱い(その1)について

公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの団体の実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。

- (1) 大野郡5町2村又は複数町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 大野郡5町2村で独自の目的をもった団体は、現行のとおりとする。

## 協定項目第18-1号 補助金、交付金等の取扱い(その1)について

- 1 大野郡5町2村又は複数町村で、同一又は同種の補助金等は、合併時に統一する方向で調整する。
- 2 大野郡5町2村で独自の補助金等は、原則として合併時に廃止し、必要なものについては、新市において調整する。
- 3 上部団体の負担金等は新市において調整する。

## 協定項目第32号

### 高齢者福祉事業の取扱いについて

- 1 高齢者福祉計画については、介護保険事業計画の見直しに合わせ、新市において策定する。
- 2 国又は県の制度に基づき全町村で実施している事業については、新市において引き続き実施する。ただし、内容、利用料等に差異のあるものについては、合併までに調整する。
- 3 国又は県の制度に基づき一部の町村で実施している事業については、実施事業、内容について合併までに調整する。
- 4 各町村が独自に実施している制度又は事業については、地域性と地域間の均衡に考慮しつつ合併までに調整する。
- 5 福祉施設等については、新市に引き継ぎ、その事業内容、運営方法等は合併までに調整する。

## 協定項目第41-1号

### 農林水産事業の取扱い(その1)について

- 1 林業関係事業の取扱いについて
  - (1) 有害鳥獣関係事業、町有林関係事業、林道及び作業道関係整備事業、種駒助成事業については、合併時に統一する。
  - (2) 椎茸原木に対する病害虫防除の薬剤費補助事業については、廃止する。
- 2 畜産関係事業の取扱いについて
  - (1) 育種組合関係事業及びBSE関係事業については、新市に引き継ぐ。
  - (2) 導入関係事業、畜産品評会関係事業及び畜舎等整備事業については、合併時に統一する。
  - (3) 衛生対策関係事業、飼料関係事業及び種雄牛造成関係事業については、新市において調整する。
  - (4) 見舞金関係事業については、合併時に廃止する。



## 協定項目第38号

### その他の福祉事業の取扱いについて

- 1 民生委員児童委員については、合併時の在任委員は新市に引き継ぐ。ただし、民生委員児童委員協議会のあり方等については、合併までに調整する。
- 2 災害救助については、国又は県の制度に基づき実施している事業については、新市において引き続き実施する。ただし、単独事業については、合併までに調整する。
- 3 戦没者追悼式については、新市において引き続き実施する。ただし、開催時期、開催場所等については、合併までに調整する。
- 4 その他の事業については、新市において調整する。

## 協定項目第46-3号

### 学校教育事業の取扱い(その3)について

- 1 公立幼稚園については、現行のとおり引き継ぐ。ただし、入園料、授業料については合併時に統一する。
- 2 通学補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において通学区域等も参考に検討する。ただし、ヘルメット補助については廃止する。
- 3 スクールバスの運行については、現行のとおり引き継ぎ、新市において通学区域等も参考に検討する。
- 4 奨学金制度については、合併時に廃止する。ただし、教育の機会均等の趣旨を鑑み、新たな貸付制度を創設する。なお、合併時において対象となっている者については、現行の制度を適用する。
- 5 就学奨励費補助については、国の制度を基本に新市に引き継ぐ。ただし、合併時に内容を統一する。
- 6 教育相談事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、教育相談の重要性を考え、新市において調整する。
- 7 児童生徒の国際交流事業については実施し、内容については新市において調整する。
- 8 各町村の補助事業等は、新市の教育方針を基本に次のように取扱うものとする。
  - (1) 5町2村又は複数町村で同一又は同種の補助事業等は合併までに調整する。
  - (2) 5町2村で独自の補助事業等は原則として廃止し、必要なものについては、新市において調整する。



## 協議会での協議状況

協定番号	協 定 項 目	提案日	確認日	協 議 結 果	協定項目の数	案件数
1	合併の方式	15. 3. 26	15. 4. 24	対等合併	1	1
2	合併の期日	15. 3. 26	15. 4. 24	H.17.3.31	2	2
3	都市の名称 (その1)	15. 3. 26	15. 4. 24	小委員会を設置	3	3
	都市の名称 (その2)	16. 1. 15	16. 1. 15	応募要領		4
4	新市の事務所の位置	15. 3. 26	15.12. 25	場所は三重町 (広報第6号に掲載)	4	5
5	財産の取扱い	15.12. 25	16. 2. 26	広報第9号に掲載	5	6
6	議員の定数及び任期の取扱い (その1)	15. 4. 24	15.12. 25	小委員会を設置	6	7
8	地方税の取扱い	15.12. 9	15.12. 25	広報第6号に掲載	7	8
9	一般職の職員の身分の取扱い	15.12. 9	15.12. 25	広報第6号に掲載	8	9
12	特別職の身分の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	9	10
13	条例・規則等の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	10	11
14	事務組織及び機構の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	11	12
15	一部事務組合等の取扱い (その1)	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	12	13
19	町名・字名の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	13	14
20	慣行の取扱い	15. 4. 24	15.12. 25	広報第6号に掲載	14	15
21	行政区の取扱い	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載	15	16
22	男女共同参画の取扱い	15. 5. 26	15.12. 25	広報第6号に掲載	16	17
23	電算システムの取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	17	18
24	国民健康保険事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 29	広報第7号に掲載	18	19
25	介護保険事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	19	20
26	消防防災事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	20	21
27	交流事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	21	22
28	広報・広聴事業の取扱い (その1)	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	22	23
29	交通対策事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	23	24
30	衛生事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	24	25
31	障害者福祉事業の取扱い	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	25	26
33	児童福祉事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	26	27
34	人権教育・同和対策事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	27	28
36	保育事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	28	29
37	生活保護事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	29	30
39	健康づくり事業の取扱い	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	30	31
40	環境対策事業の取扱い	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	31	32
42	商工観光事業の取扱い (その1)	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	32	33
44	建設事業の取扱い (その1)	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	33	34
45	上下水道事業の取扱い (その1)	16. 2. 12	16. 2. 26	広報第9号に掲載	34	35
	上下水道事業の取扱い (その2)	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載		36
46	学校教育事業の取扱い (その1)	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	35	37
	学校教育事業の取扱い (その2)	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載		38
47	文化振興事業の取扱い	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載	36	39
48	社会教育事業の取扱い (その1)	16. 1. 15	16. 1. 29	広報第7号に掲載	37	40
	社会教育事業の取扱い (その2)	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載		41
49	社会福祉協議会の取扱い (その1)	15.12. 25	16. 1. 15	広報第6号に掲載	38	42
50	地籍調査事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	39	43
51	定住促進事業の取扱い	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	40	44
52	その他の事業の取扱い (その1)	16. 2. 26	16. 3. 11	広報第10号に掲載	41	45
	その他の事業の取扱い (その2)	16. 3. 11	16. 3. 25	広報第11号に掲載		46

確認された協定項目

協定番号	協 定 項 目	内 容 等		協定項目の数	案件数
3	新市の名称 (その3)	新市の名称を募集中 (3月31日まで)	5/27 提案		47
6	議員の定数及び任期の取扱い (その2)	議員定数等検討小委員会で協議中	4/22 提案		48

協定番号	協 定 項 目	提案済み	提 案 予 定		協定項目の数	案件数
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		4/8		42	49
10	地域審議会の取扱い			6/24	43	50
11	新市将来構想の策定及び新市建設計画の策定			4/22	44	51
15	一部事務組合等の取扱い (その2)			4/22		52
16	使用料・手数料の取扱い (その1)	3/25			45	53
	使用料・手数料の取扱い (その2)		4/8			54
17	公共的団体等の取扱い (その1)	3/25			46	55
	公共的団体等の取扱い (その2)		4/8			56
18	補助金、交付金等の取扱い (その1)	3/25			47	57
	補助金、交付金等の取扱い (その2)		4/8			58
19	町名・字名の取扱い (住居表記の統一)			6/24		59
28	広報・広聴事業の取扱い (その2)		4/8			60
32	高齢者福祉事業の取扱い	3/25			48	61
35	病院・診療所の取扱い		4/8		49	62
38	その他の福祉事業の取扱い	3/25			50	63
41	農林水産事業の取扱い (その1)	3/25			51	64
	農林水産事業の取扱い (その2)		4/8			65
42	商工観光事業の取扱い (その2)		4/8			66
43	勤労者・消費者事業の取扱い		4/8		52	67
44	建設事業の取扱い (その2)		4/8			68
	建設事業の取扱い (その3)			4/22		69
46	学校教育事業の取扱い (その3)	3/25				70
49	社会福祉協議会の取扱い (その2)		4/8			71

今後提案される協定項目

## 三重町新市まちづくり委員会副会長 伊藤逸男

合併の経緯をみますと民間経済団体の徳山JC（青年会議所）が昭和62年から周南都市構想委員会を設け合併活動を開始した事が発端となり、民間サイドで平成2年に「研究会」を組織しています。大野郡のように県・各自治体の要請でなく、住民の気運の盛り上がりで最終的に各首長の合意で集合・離散をしながら、議会で議決をはかり平成15年4月に合併が成立し、新市名は周防地方の南と言うむかしからの地方名で周南市と命名に至っている。

## 犬飼町新市まちづくり委員 北江 ヒロ子

まちづくり委員の一員として今回の研修に参加出来たこと大変良かったと思っています。大野郡の合併とは規模が大きく違っていますが、合併に向けての取り組みは参考になりました。合併して9ヶ月では、目立った利点は感じられませんでした。大野郡合併においても十分な話し合いが必要だろうと思いました。

## 大野町新市まちづくり委員会委員 後藤公之

全国有数の工業集積地で発展しながら、常に周南との地域名を冠して社会活動や企業活動、市民生活、産業経済活動など2市2町の結びつきが深く行政の枠組みを超えて諸活動は一体的に展開され、発展を目指した取組を進めている。山間地で面積は広く人口は少ない最も後れている鹿野支所に、市長が市の職員を派遣して、支所の住民との会話をしながら支所全体の状況を調査し後れている所から事業を進めていくと話されていました。私は、新市として合併後に子供や孫のために市が一体に周南市のようになって行けたら良いと思います。

## 清川村新市まちづくり委員長 衛藤康晴

4つの自治体がそれぞれの責任において進めてきた地域づくりの現状をお互いが認め尊重しているを見た。この点は合併を進める上での基本の問題であると思う。そのことの特徴的なこととして徳山市は合併しなくても立派にやって行ける力があると考えられるのに敢えて合併の道を選んだことは、鹿野町、熊毛町の住民のことを考えての事であり極めて立派であるとみて尊敬すべきことと思った。合併には相手を尊重し互譲の精神が絶対必要であると前から考えていたがこの視察で一層その感じを強くしました。山口県は日本の近代化をなした多くの志士を輩出したところで戦後においても同じであり、さすがという感を強くした、非常におおらかであることを強く強く感じた。

## 副会長 高野健治（千歳村議会議長）

研修地の周南市は旧徳山市を含む2市2町の名称であり、合併の経緯はともかく、合併の真骨頂は「寛大と寛容」の心であり、「互譲の精神」であることを実感致しました。人口105,000人の旧徳山市も山峡の旧鹿野町4,500人の町も対等でありますし、旧徳山市は合併後の住民サービスを目線に多くの施設を周辺合併隣接地に配置し、合併後の機能を能動的、利便性を考慮しており、そのことが合併を促進させた要因であろうかと思えます。合併まで、1年余、5町2村の皆様方の英知を結集して素晴らしい新市の誕生を目指してのエネルギーを与えられた研修でした。

## 緒方町新市まちづくり委員会委員長 大塚尊俊

議会議員定数であるが周南市では在任特例を使い、議員は2年間新市の議員となり、特別職の身分の取り扱いについても市長、町長は2年以上の間、新市の特別職として総合庁舎に勤務するとの事である。この事については正直びっくりしている、そしてその反面なんとおおらかな事かと感服もしているのである。確かに合併に伴う事後処理について検討する事の多いことは解る。協議会決定事項をみても「合併後新市において調整する」とか「整備する」とか「新たに制度等を創設する」とか「速やかに統合する」とか云った文言の多さでも合併後多くの仕事が残されていることは確かである。その事態を想定しての合併特例法があるのだと思う。各種制度については新市全体の均衡を保ち一体性の確保が出来るよう速やかに統合に努めるとあり住民本位であることがうかがえる。充分参考にして頂きたい。

## 犬飼町新市まちづくり委員 久保平照代

私どもが視察させて頂きました、周南市本庁・鹿野支所共に、合併に至るまでの取り組み・経過等々の説明に、内容等が聞き取りにくく、説得力を感じませんでした。今、合併協議会の最中で、熱意を持って視察している我々に、人道的にも物理的にも合併して良い成果が出ている事よりも、むしろ不都合が生じている事の方を感じました。合併して軌道に乗るまで十年はかかると聞きますが、思った以上に後々も大変だとつくづく思いました。そして九ヶ月の経過位では、前とほとんど変わりなく、まだ成果が見当たらないのが今度の視察で感じたことです。合併の月日が経過している先進地を視察して見るのも良いのではと思いました。

## 合併協議会・幹事会・小委員会・専門員会は公開しています

今後の開催予定は下記のとおりとなっています。なお、都合により日程を変更することがありますので、傍聴される方は合併協議会事務局にご確認のうえお越しく下さい。また、小委員会と専門委員会の開催日程は、事前に合併協議会事務局又は合併関係町村役場の窓口へお問い合わせください。

これらの会議の開催日程は、協議会のホームページにてお知らせしています。

## 協議会の予定

- 第14回協議会 ▶ 4月22日（木）午後1時30分  
場所／清川村中央公民館大集会室
- 第15回協議会 ▶ 5月13日（木）午後1時30分  
場所／緒方町中央公民館ホール
- 第16回協議会 ▶ 5月27日（木）午後1時30分  
場所／朝地町公民館ホール

## 幹事会の予定

- 第14回幹事会 ▶ 4月30日（金）午後1時30分  
場所／大原総合体育館研修室
- 第15回幹事会 ▶ 5月7日（金）午後1時30分  
場所／大原総合体育館研修室
- 第16回幹事会 ▶ 5月20日（木）午後1時30分  
場所／大原総合体育館研修室

## 編集・発行／大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35（大原総合体育館内）  
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール [info@ohnogun-gappei.jp](mailto:info@ohnogun-gappei.jp)  
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148